

子ども手当制度が始まりました

子

子ども手当制度が今年4月から始まりました。子ども手当制度は、子どもを養育している方に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした制度です。

制度の概要

- ◆ 支給対象 中学校修了前（15歳以後の最初の3月31日までの間にある）までの子どもを養育している方に支給されます。
- ◆ 支給額 一人につき13,000円（月額）
- ◆ 支払時期 子ども手当は、原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。
- ◆ 所得制限 設けられていません。

請求手続き

1 手続きが必要な方

- ① 平成22年4月に中学2年生、または中学3年生（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）になる子どもを養育されている方。
- ② 平成22年4月に中学1年生まで（平成9年4月2日～平成22年3月31日生まれ）の子どもを養育されている方で、所得制限超過などのため、児童手当を受給していなかった方。
- ③ 平成22年4月以降に子どもが生まれた方、三春町外から転入された方など。

※今年3月まで児童手当を受給されていた方（中学1年生までの子どもを養育されている方）は、新たな手続きは必要ありません。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

2 請求手続きの方法

「1 手続きが必要な方」の①および②に該当する世帯には、4月に「子ども手当認定請求書」または「子ども手当額改定請求書」をお送りしています。保健福祉課（保健センター内）で請求手続きをするか、郵送してください。

なお、子ども手当の対象になると思われる方で、まだ「子ども手当認定請求書」または「子ども手当額改定請求書」が届かない場合は、保健福祉課福祉グループ（☎62・3166）までご連絡ください。

3 手続きが必要な場合に準備いただくもの

- ▼ 印鑑
- ▼ 請求者名義の普通預金通帳の写し
- ▼ 請求者の健康保険被保険者証の写し

4 手当の支給について

- ▽ 口座振込となります。
- ▽ 手当の支給は、6月、10月、2月です。
- ▽ 最初の支給は、今年6月です。6月に手当の支給を受けるための申請期限は、5月10日（月）までです。お早目の手続きをお願いします。

5 その他（留意点）

▽ 監護や生計要件の状況の確認のため、請求書のほかに書類の提出をお願いすることがあります。

▽ 「1 手続きが必要な方」の①と②の方は、今年度に限り、平成22年9月30日（木）（郵送の場合は消印有効）までに請求書の提出があった場合、平成22年4月分まで遡及して受給することができ、これを過ぎると請求書の提出のあった日の翌月分

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のものに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

※なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係ない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について、十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

からの受給となりますので、ご注意ください。

▽ 「1 手続きが必要な方」の③の方は、請求書の提出のあった日の翌月分からの受給となりますのでご注意ください。

